

## 北海道建設業審議会議事録

日時 令和5年11月22日（水）9時30分～

会場（一社）北海道中小企業会館 会議室ABCD（プレスト1・7ビル 2階）

事務局  
（牧野建設管理  
課長）

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は、北海道建設業審議会の事務局を担当させていただいております北海道建設部建設政策局建設管理課長の牧野と申します。本日はどうぞよろしく願いいたします。それでは審議に先立ちまして、建設部長の方から御挨拶を申し上げます。

白石建設部長

北海道建設部長の白石でございます。建設業審議会の委員の皆様におかれましては、本当に今日はありがとうございます。開会にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。誠に本日は御多用のところ御出席を賜りまして重ねてお礼申し上げます。本審議会は、本道におけます建設業の健全な発展と振興を図るため、知事の附属機関として、昭和51年、条例により設置されまして、これまで委員の皆様には、道の建設行政の推進に関する重要事項について、御審議をいただいていたところでございます。

さて、本道の建設産業は、道民の暮らしや経済産業の基盤となります社会資本の整備はもとより、災害対応や維持管理を担う地域の守り手として重要な役割を担ってございます。道といたしましては、これまで「北海道建設産業支援プラン2018」や「公共工事の品質確保に関する道の取組方針」に基づきまして、様々な取組を進めてきたところでございますが、建設産業を取り巻く環境は、就業者の方々の高齢化や若年者の入職が進まないなど、人材確保が大変厳しい状況が続いておりまして、将来にわたりまして建設工事の品質確保や担い手の中長期的な確保・育成への懸念が高まる中、これに応じました一層の生産性向上が必要となっております。

本日は、これらの課題に対応するため、本年3月に策定をいたしました「建設産業ミライ振興プランHOKKAIDO」や「公共工事の品質確保に関する道の取組方針」に基づく取組等につきまして御審議をいただきたいと考えてございます。新たなプランでは、担い手の確保・育成を早急に解決すべき重要課題と位置づけまして、その解決に向けまして建設産業の働き方改革、生産性の向上、魅力の発信、これを3つの柱といたしまして将来の担い手となる若者や子供たちにとりまして本道の建設産業の未来が魅力あるものとなることを目指しまして、関係団体と連携しながら取組を展開しているところでございます。本日は、こうした道の取組に関しまして委員の皆様から御意見を賜り、生かして参りたいというふうと考えてございますのでよろしく御審議のほどお願い申し上げます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

事務局  
（牧野建設管理  
課長）

まず、北海道建設業審議会の委員の皆様を御紹介いたします。

会長 北海科大学教授 堤 悦子 委員

副会長 北海道税理士会税理士 清野 直美 委員

続きまして、各委員を御紹介いたします。

小樽商科大学教授 中浜 隆 委員

札幌商工会議所女性会副会長 犬嶋 ユカリ 委員

北海道建設業信用保証株式会社常務取締役 田畑 顕 委員

北海道開発局事業振興部調整官 竹原 勇一 委員

北海道町村会上砂川町長 奥山 光一 委員

一般社団法人北海道建設業協会監事 中山 茂 委員

一般社団法人北海道舗装事業協会専務理事 太田 広 委員

建設産業専門団体北海道地区連合会監事 濱野 忠生 委員

一般社団法人北海道電業協会会長 藪下 裕己 委員

北海道労働局総務部長 村上 竹弘 委員

本日の審議会は、委員15名中、12名の委員に御出席をいただいております。2分の1以上の出席となっております。北海道建設業審議会条例第6条第2項の規定によりまして、本審議会が成立していることを御報告いたします。なお、本審議会は道が定めます「附属機関等の設置及び運営に関する基準」に従いまして、公開しております。議事録につきましても、道のホームページ等で公開することにつきまして、御了承をお願いいたします。

事務局  
(牧野建設管理  
課長)

それでは、堤会長、清野副会長に正面の席へ移動していただきたく存じます。

(会長、副会長はそれぞれ会長席、副会長席へ移動)

事務局  
(牧野建設管理  
課長)

それでは、これより堤会長から御挨拶をいただきまして、その後進行につきましては会長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

堤会長

北海商科大学の堤です。昨年12月以来の審議会の開催となりますけれども、本審議会は社会資本の整備や災害時の対応など、本道の経済活動や暮らしを支え、地域の基幹産業である建設業の振興施策について審議する場でありますので、忌憚のない御意見をいただければと思います。なお、会議終了時間は11時半を予定しております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、早速、審議進行していきたいと思っております。議題(1)の「建設業の現状について」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局  
(高橋(智)課長  
補佐)

課長補佐の高橋でございます。建設業の現状につきまして資料1-1になります。まず1ページの方を御覧いただきたいと思っております。「1 道内建設投資額・許可業者数・就業者数の推移」でございます。令和4年度の道内の建設投資額、棒グラフになりますが、こちらにつきましては2兆9,510億円となりまして、その内訳につきましては公共投資額が1兆6,766億円となりまして、民間投資額が1兆2,743億円となっております。また、道内の許可業者数、折れ線グラフでございますけれども、こちらにつきましては1万9,423業者となりまして前年度に比べ減少しており、建設業就業者数につきましては22万人と前年と比べて増加しているところでございます。次に、「2 建設業の売上高営業利益率の推移」でございます。令和3年度の道内の売上高営業利益率につきましては、4.8%となりまして、前年度と同様となっております。次に、「3 建設業の倒産件数、負債額及び全産業に占める倒産件数・負債額の割合の推移」でございます。令和4年の道内における建設業の倒産件数につきましては21件、負債総額は、17.5億円となりまして、前年に比べ増加しているところでございます。なお、全産業に占める倒産件数の割合につきましては10.6%となっております。前年に比べて減少しております。

次に、「4 建設業就業者の年齢階層別構成比の推移」でございます。令和4年の道内の年齢階層別構成比につきましては、29歳以下の就業者が9.1%である一方、50歳以上の就業者につきましては、54.5%となりまして、就業者の高齢化が継続しているところでございます。次に、「5 建設業関係職種の有効求人倍率の推移」でございます。令和4年度の道内の建設業関係職種の有効求人倍率は前年度に引き続きまして、「建築・土木・測量技術者」、「型枠大工・とび工」、「建設・土木作業員」、「大工・左官」、「電気工事、電気配線工」の建設業関係全ての職種につきまして、全職業計の有効求人倍率を上回っているところでございます。続きまして、「6 月間平均給与額の推移」でございます。令和4年度の建設業のパートタイムを除く道内建設業の一般労働者の月間現金給与額につきましては、道内の全作業を上回っているものの、全国の全産業、全国の建設業を下回っているところでございます。続きまして、「7 月間労働時間の推移」でございます。令和4年度の建設業のパートタイムを除く道内建設業の一般労働者の月間労働時間につきましては前年度に引き続きまして、全国・道内ともに、全産業を上回っております。また、全国建設業と比べましても、道内建設業の労働時間は上回っております。最後になりますが「8 公共工事での発注者別請負契約額、及び工事種類別請負契約額」でございます。令和4年度の道内の公共工事発注者別の請負契約額は国が、5,068億3,800万円と最も多く、次いで、都道府県が3,967億4,800万円、市区町村が3,955億7,100万円となっております。また、工事種類別の請負契約額は、道路が5,529億500万円と最も多く、次いで鉄道軌道が2,844億5,800万円、治山・治水が1,980億6,000万円となっております。説明は以上でございます。

堤会長

ただ今、事務局から、「建設業の現状について」説明がありました。この説明、あるいはこれに関して皆様から御意見・御質問いただければと思います。いかがでしょうか。

御意見がないようでしたら、続きまして、議題(2)の「建設産業振興施策に基づく取組について」のうち資料2につきまして、事務局から説明をお願いします。

建設産業振興政策の取組についてでございます。資料の方は2-1の概要版の方を御覧いただきたくと思います。前年度が推進期間の最終年次となっております「北海道建設産業支援プラン2018」の概要版でございます。まず第1章でございますが、プランの策定の趣旨や、建設産業の役割、第2章につきましては、建設業を取り巻く現状、第3章につきましては、前プランの検証について記載しているところでございます。第4章の課題でございますが、「経営力の強化」、「人材の確保・育成」、「地域の安全・安心の確保」、「建設産業の環境整備」の4つを課題としているところでございます。第5章につきましては、これらの課題を踏まえ、実際行う「施策と取組の展開」を記載しております。施策についてでございますが、1つ目としまして「将来に続く経営力の強化」、2つ目、「技術をつなぐ担い手確保・育成の強化」、3つ目、「地域の安全・安心の確保」、4つ目としまして「建設産業の環境整備」、これらを、柱といたしまして、それに加え「発注者としての取組」、こちらを合わせて施策としてきたところでございます。第6章につきましてはプランの推進体制を記載しているものでございます。

続きまして資料の2-4を御覧いただきたくと思います。こちらの推進事業でございますけれども、施策を具体的に進めるものでございまして、私ども建設部だけではなく、経済部、農政部、水産林務部、教育庁など、全庁挙げて取り組んできたものでございます。まず手順1ページになりますが、「施策と推進事業」の体系図になってございます。「1

将来に続く経営力の強化」という施策に対しましては、項目といたしまして、「(1) 経営力の向上」、具体的な推進事業としまして、「北海道建設業サポートセンターの運営」など記載しているところでございます。以下同様に、各施策ごとに、2ページ以降に記載しております。次に7ページを御覧いただきたくと思います。これらの推進事業について、平成30年度から令和4年度までの推進期間5カ年の取り組み結果を記載しております。多くの事業がございますので、主なものについて御説明させていただきます。まず、「1 将来に続く経営力の強化」のうち、「(1) 経営力の向上」、こちらの推進事業として、No. 1になりますが、「北海道建設業サポートセンターの運営」、こちらを記載しております。こちらは、建設業支援の総合的な窓口でございまして、中小企業診断士や公認会計士の方々による指導・助言を行っているものです。またNo. 3以降になりますが、経済部におきまして、中小企業等に助成、融資や相談など行っているものになります。10ページを御覧いただきたくと思います。No. 16になりますけれども、「施行時期の平準化と余裕ある工期での発注」ということでございます。早期発注や余裕のある工期の設定などにより、施工時期の平準化に努めてきております。No. 17になりますけれども、「三者検討会の開催」、こちらでございまして、工事の施工前に、発注者と施工者、設計者が一堂に会しまして、施工条件などを確認することにより工事の円滑化に資するものとなっております。11ページになります、「(2) の生産性の向上」といたしまして、No. 26になりますが、「ICTを活用した工事現場での施工や書類作成の省力化により生産性の向上」でございまして、ICT建機では施工や遠隔臨場により現場の確認など、ICTの活用によりまして生産性の向上を図る取組を行ってきたところでございます。ナンバー27の「建設業担い手対策支援事業」でございまして、建設業団体等が行う入職促進や定着促進、生産性を図る取組に対する補助事業となっております。13ページになりますが、「(3) 技術力の向上」といたしまして、No. 37の「総合評価方式での技術力の評価」、こちらにつきましては、入札におきまして価格だけではなく、技術力なども評価することで、技術力向上のインセンティブとしていくものでございます。

14ページからは、「2 技術をつなぐ担い手確保・育成の強化」でございまして、(1)の「誰もが輝ける働き方改革の推進」といたしまして、16ページでございまして、No. 49でございまして、「週休2日工事の導入」につきまして労働環境の改善のためモデル工事を実施いたしまして、建設現場の週休2日を進めてきております。18ページでございまして、

「(2) 技術をつなぐ担い手の確保」といたしまして、No. 61でございまして、「北海道建設産業担い手確保・育成推進協議会」でございまして、協議会の開催によりまして、各団体などで情報共有し、連携することにより、効率的な担い手確保・育成の取組を進めているところでございます。19ページでございまして、No. 65になります。「建設業担い手対策推進事業」、こちらでございまして、札幌の地下歩行空間で行う「ふれあい展」によりまして建設産業PRや、高校生と若手建設産業就業者の方々との意見交換会を実施するなどの担い手対策を行ってきたところでございます。25ページでございまして、「(4) 北の輝く女性の活躍推進」といたしまして、No. 102でございまして、「女性が働きやすい職場環境づくり」では、建設現場を男女とも働きやすい職場環境へ改善するため、「快適ト

イレ」を設置する取組を行ってきております。以降、「3 地域の安全・安心の確保」に関する取組、26ページ下段からは、「4 建設産業の環境整備」に関する取組となっておりますので、確認いただければと思います。御説明は以上になります。

堤会長

ただ今、事務局から、「建設産業振興施策に基づく取組について」、資料2について説明がありました。この説明、あるいはこれに関して皆様から御意見・御質問をいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

はい、それでは御意見がないようでしたら続きまして、資料3につきまして事務局から説明をお願いいたします。

事務局  
(高橋(智)課長  
補佐)

資料3によりまして引き続き御説明させていただきます。「建設産業ミライ振興プランHOKKAIDO」こちらにつきましては、昨年12月に当審議会におきまして、御議論をいただきました。その後、道議会の第1回定例会や庁内の必要な手続きを経まして、3月中旬に成案としたところでございます。資料の3-1でございますけれども、「建設産業ミライ振興プランHOKKAIDO」、こちらの概要を御覧いただきたいと思います。このプランでございますけれども、令和5年度から9年度を推進期間としておりまして、建設産業の持続的発展を図るため、将来、担い手となる若者や子どもたちにとりまして、建設産業の未来が魅力あるものを目指すということを策定の趣旨としていただいております。「建設産業の現状」につきまして、第2章の表にあるとおり、売上高営業利益率につきまして、改善傾向にある一方で、就業者の高齢化や若年者の入職が進まないなど厳しい状況が続いているほか、働き方改革関係法に伴う時間外労働規制や新型コロナウイルス感染症を契機とした「新たな社会情勢の変化」が生じているところでございます。新たなプランの検討にあたりまして、第3章に記載をしておりますけれども、「事業実績評価」、それと「客観的指標評価」、「満足度評価」の3つの手法によりまして、前プランの評価検証を行ってきたところでございます。次ページになりますが、第4章の、基本的考え方にございますとおり、建設産業を取り巻く現状や、前プランの評価・検証のほか、建設企業や、当審議会からの様々な御意見を踏まえまして、「担い手の確保・育成」を早急に解決すべき重点課題と位置付けております。その解決に向けまして、関係団体の皆様と連携しながら取組を展開することとしていただいております。また、施策と取組の展開に当たりましては、第5章でございますけれども、3つの目標を設定してございまして、目標1は、「働き方改革」、目標2として、「生産性の向上」、目標3につきましては、「魅力あふれる建設産業の発信」としてこれらの取組や、関連する推進事業を展開することとしていただいております。最後にプランの推進でございますが、第6章にあるとおり、各施策の取組状況につきまして、社会経済情勢の変化を的確に把握し、毎年度点検・評価を行い、次年度の取組に反映させることとしていただいております。

資料の3-2として、プランの「本編」を、資料の3-3として、「資料編」を添付してございますので、後ほど御参照いただければと思います。

資料3-4でございますが、「令和5年度（2023年度）推進事業一覧」を御覧いただきたいと思います。こちらの資料でございますけれども、本プランの、施策や取組を効果的・効率的に展開するため、推進事業を取りまとめたものでございます。1ページから6ページでございますけれども、3つの目標を、体系としてまとめているところでございます。1つ目の目標であります「働き方改革」についてでございますが、各発注機関における「早期発注や債務負担行為の適切な活用」のほか、「週休2日工事の導入」による長時間労働の是正、休日の確保などを、4ページの2つ目の目標であります「生産性の向上」についてでございますが、ICT活用などのDXの取組推進など、6ページからは、3つ目の目標であります「魅力の発信」についてでございますが、SNSなどを活用した情報発信など121の事業に取り組むこととしていただいております。7ページから、巻末まではそれぞれの事業の概要や、事業を所管する部署を掲載したものでございます。

資料の3-5、1枚ものになりますが、そちらについて御覧いただきたいと思います。今年度、建設部が実施いたします、「担い手確保・育成に向けた取組」についてでございます。はじめに、資料上段に記載をしております「建設産業ミライ振興支援事業補助金」でございますが、記載の対象事業を想定してございまして、関係団体等が行う担い手確保・育成への取組を支援していくものとなっております。次に、多くの皆様に御協力いただき、例年1月に開催をしております、「建設産業ふれあい展」についてでございますが、過去2カ年は、コロナ禍により、規模を縮小するなどしてまいりましたが、昨年度につきましてはこれまでどおり、地下歩行空間「チ・カ・ホ」を会場に開催することができてお

ります。今年度も同様に、年明けの1月開催に向けて準備を進めているところでございます。また、今年度は地方部での取組の展開として、道北の稚内市、道東の釧路市、道南の森町で開催された「ふれあいイベント」に、建設部として参加し、地域の関係団体の皆さんと連携して、建設産業のPRをしてきたところでございます。次に高校生を対象とした取組になりますが、若手就業者の経験談などを通して、就職後の職場状況や仕事内容であるとか、また勤務形態などを伝えることで、建設業の職場実態の理解促進を図ることを目的として、「若手建設産業就業者との意見交換会」を今年3校で開催してきております。これに加えて、今年度は普通科高校へも取組を展開することとして関係機関と調整を進めているところでございます。また、ICT技術によりまして、生産性の向上や作業の安全性・軽減化が進む建設産業の現状を伝え、入職促進につなげる「ICT体験講習会」を6校で開催してきているところでございます。次に各企業の皆様が抱える課題解決に向けたセミナーについてでございますが、こちらは昨年度に続きまして、オンラインでのセミナーを3回予定しておりまして、2回実施済となっております。これに加えて、特別講座といたしまして、現地の地域で実際開催するセミナーを実施しておりまして、今年度につきましては宗谷地域ですね、稚内市と根室地域の中標津町において開催してきたところでございます。最後に「情報発信」についてでございます。これまでは、ホームページやメールマガジンなどで建設産業の役割や魅力などを発信してきたところでございますけれども、今年度新たに、SNSのアカウントを開設いたしまして、X、旧ツイッターになります。若い世代にとって身近で親しみやすい情報をタイムリーに発信するなどして、建設産業の更なるイメージアップに努めているところでございます。御説明は以上でございます。

堤会長

ただ今、事務局から、「建設産業振興施策に基づく取り組みについて」のうち、資料3について説明がありました。これの説明、あるいはこれに関して皆様から御意見・御質問をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

中山委員

今の説明があった中で、ぜひ強くやって欲しいのはですね、普通高校へのアプローチなんです。土木建築の学科がない高校が、地域が、全道多々ありまして、ただ普通高校出た子がですね、地元で働きたいという意志のある子が結構いるようで、ですから普通高校から大学行く子もいるんですけど、そのまま地元で働きたいと、その時建設業者が結構受け皿になっているところもあり、普通高校の生徒入れてから、訓練とかですね、指導している、多々出てきておりますので、ぜひ普通高校へもアプローチしていただかないと。土木建築がない地域、稚内とか空知もそうですけど、小樽とか結構多いもんですから、ぜひ、その辺の御配慮を、もっと強くやっていただければありがたいと思います。

堤会長

事務局の方、何か付け足すことはありますか。

事務局  
(多羽田建設業  
担当課長)

建設業担当課長の多羽田でございます。大変貴重な御意見ありがとうございます。我々もですね昨年までは工業高校メインに行っていたんですけども、今年度からですね、普通科高校拡大ということで、来週ですけども、オホーツク管内の普通科高校にお邪魔させていただく予定ですので、引き続きよろしく申し上げます。

太田委員

舗装協会の太田でございます。若い人も結構辞めていく人もいてですね、いろいろと聞いてみますと、やっぱり土日の休みはないっていうのが結構挙げられてまして。週休2日の工事をやっていたらいいのは、本当に、大変ありがたいなと思っております。あと公共工事ですと、結構ですね、週休2日の工事が進んでおりまして、大分良くなったという話を聞いてるんですけども、民間の工事とかですね、公共工事の中でも市町村発注の工事については、ちょっと、なかなかそこが思うように行ってないっていうことですね。どうしても土日仕事をしてくれという話があって断り切れないうち話を聞いております。定量的にはちょっと把握していないんですけどそういった声をよく聞いております。民間工事等についてはですね、どういうふうな取組をこの中でされるのか、ちょっと教えていただければと思うんですけども。

堤会長

はい、事務局の方。

事務局

御意見ありがとうございます。民間の発注者はなかなかちょっと難しいところあるかと

(多羽田建設業  
担当課長)

思うんですけども、国や関係機関と連携しながら、そういう週休2日などの適切な工期について働きかけを行って参りたいと考えております。あと、市町村の発注工事については、国と道と市町村で構成します北海道ブロック発注者協議会を通して、適切な工期設定について周知を図ってきているところでありまして、引き続き、そういう場を通じまして周知を図って参りたいと考えております。

太田委員

はい、ありがとうございます。民間工事も、私どもとしてもどういところで働きかけていけばいいのかちょっとよく、民間工事の団体っていうのはたぶんないので困るところでありまして、結構商業施設もありますし、病院や学校や個人の発注もありますので、ぜひ何かそういう機運っていうのでしょうか、建設業、土日は休みがあるということをなんか上手く広げていただければな、と思います。よろしく願いいたします。

堤会長

はい、ありがとうございました。他に御意見ありませんか。

藪下委員

北海道電業協会の藪下でございます。今日初めて審議会には参加をさせていただきます。今、道央圏を中心にですね、非常に旺盛な建設需要が見込まれるという中であって、やはり施工能力不足、あるいはその担い手不足、こういったところが非常に深刻化しつつあるかなというふうに思っております。そういった中において、やはりこの建設業、私ども電気工事業をやっておりますけれども、いかにそのワークバランス、しっかりと働き方改革を進めていく、こういったところが必要で、これはやはり官民挙げてしっかりと取り組まなければならない課題だというふうに思います。そうした意味において、今説明していただいて、このミライ振興プランHOKKAIDO、これはやはり強力に推進していただければというふうに思います。特に4週8休、我々は、4週8閉所というふうに言わせていただいているんですけど、そういうことでありますとか、スライド条項を始めとして適切な工期設定をしていただく、こういったところをお願い、やはり日頃から強く要望させていただいておりますし、合わせて、やはり余裕を持った適切な見積り期間、こういったところを設定していただきたいということと合わせて、工期の方についてもですね、我々としても電設関係の工事でありまして、工程の最終ランナーになりますので、そういったところにしわ寄せが来ないような形で、適切な工期設定をお願い、ぜひしていただければというふうに考えます。合わせてやはり早期に仕様決定していただく、こういったこともですね、施主さん、それから、施工会社、そして、設計会社、こういったところが、一緒になってですね、しっかりと情報共有しながら、早め早めに決めていく、こういったところを実現しないといつまでたってもやはりネガティブな関係っていうんでしょうかね、きつい汚い危険、こういったところがつきまわってしまっ、これを脱却して、信用経路の実現に向けてですね、取り組んでいかなければならないというふうに考えてございますので、そういった点におきましても、これからもいろいろとその御指導、御支援賜るようお願いしたいと思います。

堤会長

ありがとうございます。事務局の方で、何か今のご意見に対してございますか。

事務局  
(梅津技術管理  
担当課長)

御意見ありがとうございます。週休2日に関しては先ほども申しましたとおり、協議会等で業界として啓発するなど、取組を進めていくということです。工期設定については、今の段階で諸条件を考慮した工期設定は行っているところです。今後、国の取組など状況を注視しながら、取り組んでいけるところは取り組んでいこうと思っております。

堤会長

はい、ありがとうございます。他に御意見等ありませんか。

田畑委員

現在でも取り組んでいただいている内容の一つに、新たな魅力を創造するという取組の促進ということで、建設産業に係るクイズ大会の実施というのがありまして、助成をいただいていると思うんですけども、コンストラクション甲子園の高校生を対象として、建設、環境、防災なんかを対象としてクイズ大会をやったりしたんです。去年からなんですけども、今年で2回目ということになります。地区は広がりまして、かなりの地区でやってらっしゃって去年3地区で今回は8地区ということです。12月9日土曜日に決勝が行われるんですけど、私は予選から大会を見に行きました。函館地区を見に行きました。さっき、中山さんが、普通科の高校生を対象に入職促進を広めた方がいいというお話でしたけれども、普通科の高校生それから商業高校の高校生の参加されてる、

作る工業高校生の候補者はもちろんなんですけども、で、これが広がっていくってことはもちろん大切なんですけど、もっと見ていただく方がたくさんいるといいなあ、例えば、「お兄ちゃんが出るから家族連れで見に行こう」というのが広がっていくと、建設業に関する業界はこんな風になっているんだって、こう理解が拾っていくんじゃないかなと思うんですね。これもそちらさんの方で今調整を続けていただいていますけども、どんどん、下に広がっていくということで、入職促進に繋がっていくと、いうことになっていければいいかなということでございます。特に御要望とかがあってということではないんですけれども、ぜひこの委員の皆さんもですね、決勝はポールスターで13時からでございますので、見に行っていただけだと。以上です。

堤会長

ありがとうございます。御意見というか補足はございませんか。

犬嶋委員

担い手確保のところ、当社、職業体験で中学生を毎年、中学2年生を4、5校受け入れているんですけども、今年は、今までと全く違まして、中学生の方が、全員男性っていうのも初めてなんですけれども、どうして、建設業の会社を選んだかっていう質問をしたら、やっぱりそれは道の皆さんの長年にわたってのいろいろなPRですとかいろんなことが伝わってきてるんだな、と思ったのが、社会貢献、自分が将来仕事をする上で、仕事を通して社会貢献をしたいので、建設業に就きたいんだっていう方が多くてですね、建設業の中で、土木という仕事もあれば建築という仕事もあるけれども、そういうことで、会社に来たという意見がありました。いや、中学2年生で将来の仕事に対して芽生えてきているんだなあというのは、本当に今までと全く違ってそこが、はっきりしていたところでございます。また、もう一つありまして、男性のみ、その子たちから出た意見の中で、私ども快適トイレの話は、必ずするんですけども、当然なんですけれども小学校中学校と男女トイレ分かれてるじゃないですか。だから、その快適トイレっていうのが、もう、そこでは響かなくなる年齢なんだなということも掴めまして、私たちは、やっぱり昔は建設業の現場に女性がいなかったの、快適トイレっていうようなものが男女別ということは、すごく響いたんですけども、今そういうふうにもう、次の一手がひょっとしたら必要になってきているのかなあということを感じた次第でございました。すいません、そんなことでございます。

堤会長

はい、ありがとうございます。事務局の方からリアクションお願いいたします。

事務局  
(多羽田建設業  
担当課長)

建設業担当課長の多羽田でございます。色々な取組が小さい子、小学生、中学生対象に広がってきているのかなという感じでございます。トイレ関係でございますけども、これにつきましては、参考とさせていただきますと思っております。

堤会長

他に御意見ございませんか。御意見・御質問がないようでしたら、議題(3)の「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」に基づく取組につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局  
(猪又課長補佐)

建設管理課の猪又と申します。よろしく願いいたします。私からお手元の資料4-1によりまして、「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」に基づく今年度の取組状況等につきまして報告させていただきます。表紙をめくっていただきまして、1ページについては、現行の道の取組方針を、平成27年度に改定した際の経緯を示してございます。なお品確法につきましては、令和元年に再び改正されまして、新たに災害への対応、働き方改革、生産性向上の必要性及び当初設計の重要性が追加となっておりますが、平成27年度に実施しました、北海道の取組方針の改定におきまして、道独自ですでに反映しておりますので、品確法の改定に伴う道の取組方針の改定は行っておりません。次、2ページでございます。こちらは、道の取組方針の概要を示してございます。「取組方針の位置づけ及び目的」、「公共工事を取り巻く状況」、「公共工事の品質確保の意義」、の3点について、この中で御説明しております。次に3ページ目になります。こちら中段になりますが、取組方針の中に位置付けております具体的な取組につきまして、「道が発注者として取り組むべき事項」、これは、1から5までの5項目、それと「その他の取組」、6から7の2項目を示しております。また資料の一番下の「取組の進め方」のところ、今回、北海道建設業審議会への報告について記載してございます。毎年、取組状況につきまして、当審議会報告させていただきます。御意見を踏まえ、必要に応じて内容を

見直すなど、計画的に取組を進められるよう、取組方針の中にも位置づけてございます。

次、4ページになります。ここからは、取組方針に基づきました、具体的な取組の状況について御説明いたします。表になります。左側が取組方針に記載しております取組の方向性の概要、表の真ん中がこれまでの取組状況、表の右側が、令和5年度以降の新規または拡充した取組となっております。まず1つ目の柱であります「工事に関する発注関係事務の適切な実施」につきまして、左の項目、「適正な利潤が確保可能な予定価格の設定」に関する取組の、今年度の積算基準の主な改定内容について記載してございます。内容としましては、施工動向調査などによりまして、現場での実態を反映しまして、鋼橋製作工の歩掛、副資材費、桁輸送費を改定しております。そのほか日あたり施工量、労務、資機材等につきまして、深礎工、足場工など9工種で改定しております。毎年行っております設計労務単価の改定につきましては、次のページになります。5ページで詳しく御説明いたします。ページめくっていただきまして、設計労務単価の推移につきまして、こちらのグラフにありますように、全職種の平均で見ますと、平成24年度までは、低水準で推移していたんですが、25年度以降は11年連続で上昇しております。北海道における今年度の労務単価につきましては、平成24年度との比較で約1.8倍に引き上げられたところでございます。なお、今年度の公共工事設計労務単価につきましては、時間外労働時間の短縮に必要な経費や、元請から技能者に直接支給してる手当なども反映しております。

次に6ページになります。こちらは、柱1の表に戻りまして、こちらの項目3になります。適期施工のための早期発注といたしまして、ゼロ道債及び補助ゼロ道債を設定してございます。同じく適期施工の取組であります。フレックス工期につきましては、令和4年度の実績としまして、真ん中に記載してございます1,887件の取組がありまして、工事全体に占めるフレックス工期の比率は約98%となっております。また、項目4一番下の段になりますが、適切な設計変更や工事完成検査が円滑に行われるよう、受発注者が一堂に会し確認等を行う「設計変更確認会議」の実施要領を改定いたしまして、これまで若手職員を対象に行っていたものを、全工事に拡大して、取組を強化しているところでございます。ただ今、「設計変更確認会議」の大まかな内容を御説明しましたが、次のページに、詳細を記載しておりますので、こちら参考として記載しております。続きまして8ページになります。こちら8ページでは、2つ目の柱であります、「工事に関する資格審査などにおける技術力などの適切な反映」について記載しております。項目1「競争入札参加資格者名簿の作成に關しての資格審査」では2年に一度、定期の資格審査を實際実施してありまして、令和5年度・6年度の入札に係る資格審査の「技術・社会点」の項目におきまして、配点の合計は変えていないのですが、脱炭素化の加速のために「ゼロカーボン北海道への貢献」を新たに追加するとともに、環境への取組の評価項目に北海道グリーン・ビズ認定制度による「優良な取組」部門への登録を追加したところでございます。

次めくっていただきまして9ページになります。こちら3つ目の柱の「工事に関する多様な入札契約方式の導入活用」について記載してございます。総合評価落札方式のガイドラインにつきましては、令和5年度の改正は主に2点、1つ目が、建設管理部表彰の取扱いについては配点の引き上げと、評価対象期間を1年から2年に改正しております。2つ目が地域選択項目につきまして、従前、雇用環境への取組で、評価対象としていた項目に、担い手の育成・確保のため奨学金返済支援に取り組んでいる企業への評価を追加する改正を行ってございます。下の左側のグラフになりますが、こちら総合評価の実施件数を示してありまして、令和4年度実績では、建設管理部におきまして753件実施しまして、発注全体に対する場合は、約38%となっております。次、10ページになります。こちらは先ほど御説明しました、北海道の総合評価の分類等を記載しております。総合評価落札方式では、入札価格に加えまして、技術力や品質の向上に係る工夫などの優劣を総合的に評価して落札者を決定しているのですが、資料の作成・提出にかかる手間や、入札に係る日数の軽減のため、技術的な工夫の余地の大小や、工事の規模に応じまして、形式を選択しております。

続きまして、2ページめくっていただきまして12ページになります。こちら12ページでは、4つ目の柱の「工事の監督、検査等の充実・強化」について記載してございます。3番目になります項目3につきましては、今年度、書類の簡素化としまして、道独自の「施工体制台帳」の様式を廃止しているところでございます。また、項目4になります、平成27年度から試行実施してきました「ワンデーレスポンス」の取組につきまして、今年の10月から対象を全工事に拡大するとともに、試行を撤廃しまして本格運用すること



で、さらなる取組の強化を図ることとしております。続きまして13ページになります。こちら、5つ目の柱の「設計・調査における品質確保の推進」の項目につきまして記載してございます。項目1では、調査設計業務におきましても、工事と同様に、今年度の10月から、ワンデーレスポンスの試行を撤廃し、本格運用をしております。また、ワンデーレスポンスにつきましては、発注者の認知度を浸透拡大、我々発注者がですね、間違った運用をしないということですね、発注者の認知度を浸透拡大するため、「ポスターコンテスト」というものを今年度の4月に実施しまして、各建設管理部で啓発用のポスターを作成しまして、事務所等に掲示する取組も行ったところでございます。なお参考までにワンデーレスポンスの概要を、次のページに掲載してございますので、後ほど御確認いただければと思います。

2ページめくっていただきまして15ページになります。こちら、6つ目の柱の「担い手の育成・確保の取組」について記載してございます。この中で、建設現場における生産性向上の取組といたしまして、平成29年度より試行開始しております「ICT活用モデル工事」について、これまで行ってきた取組と対象工事等について、真ん中の表に記載しておりますが、今年度、対象を拡大して制度の拡充を行っておりますので、次のページから、現在行っております道の取組を御説明いたします。16ページになります。こちら、ICTモデル工事につきまして、北海道では平成30年度から、左下に記載しております測量から施工、管理、納品までの全てのプロセスでICT活用する、「全面的ICT活用工事」を開始しておりますが、北海道におきましては小規模な工事が多く、活用状況が思わしくなかったため、令和4年度からは、その右隣になります、施工プロセスの一部であります、「3次元データ作成」と、「ICT建設機械施工」に限定した取組でも可能とする「部分的なICT活用工事」を追加しました。これ、該当する項目はチェック緑色で記載しているものが対象となっているものになります。こちらはこの部分的にすることによりまして、上段のグラフに記載してあるとおりですね、令和3年度まで、だいたい2割弱の実施率だったものが、昨年度は約4割と実質的向上したところでございます。今年度は、さらなる普及促進を図るため、資料の真ん中の下段になります、これまで必須としておりました。「ICT建設機械の導入」が難しい現場におきましても、取組が可能となりますように、それぞれ3次元データでのデータ作成・施工管理・データ納品を必須とする「簡易的ICT活用工事」の執行を10月より導入するとともに、橋脚・橋台といった構造物工など、新たな5種類の工種について追加するなど、ICT普及の取組を進めているところでございます。

めくっていただきまして17ページになります。こちらは令和4年度昨年度におけるICTのモデル工事の受注者へのアンケート結果を取りまとめております。まずICT活用工事のメリットといたしまして、作業効率の向上の声が最も多く寄せられておまして、資料にはございませんが、内業・外業の全ての工程において、作業員や日数の縮減が図られておまして、特に準備の段階では外業で、施工する段階では内業で縮減された結果となりました。またその効率性につきましては、一番下の囲みに記載しております、従来施工と比較した定量的評価を示したものでありますが、こちらは内業と外業を合わせた全体の平均値は、赤の棒になります59%と、その横に記載してあります、令和2年の75%、令和3年の72%から年々縮小されておまして、施工の効率化と労力軽減に大きく寄与しているといった状況がわかったところでございます。一番下段の「まとめ」になります。こちらは、今後のICT活用につきましては、作業の効率化のため積極的にICTを取り組みたいといった高い意欲はあるものの、現状は、機械調達にかかるコストと技術者不足が課題といった意見もあり、それが見受けられたところでございます。

続きまして18ページになります。こちらは6つ目の柱に戻りまして、項目2になります「労働環境等の改善の推進」について、記載しております。この中にあります、平成30年度より取り組んでおります「週休2日モデル工事」の実施状況がありますが、こちらについて次のページからご説明をしたいと思います。めくっていただきまして19ページになります。こちらの表になります。昨年度、令和4年度の週休2日モデル工事の実施状況について、建設管理部ごとに取りまとめているものでございます。①の発注件数の合計欄一番下段に、1,988件ありますが、このうち約95%であります1,879件が受注者希望型のモデル工事として、現在発注している件数であります。その隣の1,870件の工事で、受注者より週休2日の取組を表明していただいているところでございます。そのうち、④番1,862件の工事で4週8休の週休2日を達成していただきまして、モデル工事全体に対する達成率は99.1%となっております。めくっていただきまして、20ページになります。こちらは週休2日モデル工事の受注者へのアンケート結果を取りまとめた

おります。資料左囲みになります。こちら、モデル工事を実施してよかった点につきまして、記載しておりますが、「休日の確保や身体的な疲労軽減が図られた」など、充実したプライベートや仕事に対するモチベーション向上に関する御意見が多く寄せられたところでございます。また今年のアンケートでは、「意識が変わった」という意見が伸びておりまして、これは昨年度まで意識が変わったというところは、アンケートの中では、意見として出てこなかったんですが、今年「意識が変わった」という伸びがですね、結果として非常に多くなったところでございます。これはもう結果になりますが、休日取得等という意識改革も浸透してきているのではないかなというふうには思われます。その一方、「真ん中の囲み」や「まとめ」にも記載してございますが、現場の稼働日数が減ることによりまして、技能労働者の収入減を懸念する声も寄せられたところでございます。

次のページをご覧ください。モデル工事のこれまでの取組と実績などについて記載してございます。説明が前後してしまいましたが、週休2日モデル工事とは、工期等に制限制限がある工事等を除き、必要な工期設定や、現場経費等の補正を行いまして、「受注者希望型」による週休2日の取組を行うものでありまして、取組達成が確認できた際には、インセンティブとして施行成績評定による加点を実施するものでございます。先ほど御説明いたしました週休2日の達成状況につきましては、現場の皆様にご努力いただいた結果によりまして、真ん中のグラフにも示すとおり、年々向上しており、昨年度実績におきましても、非常に高い水準となっております。今後も週休2日に係る取組といたしましては、北海道といたしまして、国が取り組んでいる動きに追従しまして、モデル工事を通じて、休日の「量の確保」から「質の向上」を進めているところでございまして、10月に行った、共通仕様書の改定では、「月単位での4週8休に努める」といった文言を追記したところでございます。先ほど申し上げたとおり、こちら公共工事になります。アンケート結果における「意識が変わった」といった意見が多くなってきたことにつきましては、これまで取り組んできた建設業における週休2日の確保に向けた着実な一歩と感じるところでございます。

次めくっていただきまして、最後のページになります。22ページです。こちらは7つ目の柱の「市町村への支援」についてでございます。こちら、品確法の理念に基づきまず各発注者の取り組みなどにつきまして、先ほども、冒頭でちょっと説明がございましたが、道内の公共工事の各発注者が情報交換や連絡を行う場としまして、北海道ブロック発注者協議会を組織してございまして、全道の市町村に対しましては、各振興局単位で管内市町村と開発建設部、建設管理部による地方部会を組織しておりまして、各市町村における、品確法に基づく取組促進の上で参考としていただくため、道の取組内容などについての説明や照会を行っているところでございます。資料4-1についての説明は以上でございます。なお、別冊の資料4-2としまして、取組方針の本文をお配りしておりますので、後ほど、御確認いただければと思います。今後とも、この審議会をいただく御意見や関係団体との意見交換などの結果を踏まえ、各種取組の充実を図って参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

堤会長

ただ今、事務局から、「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」に基づく取組について説明がありました。この説明、あるいはこれに関して皆様から御意見・御質問いただければと思います。

太田委員

ICT施工の関係なんですけども、大分進んでるということなんですけども、設計の方だと、どの程度やられていて、設計時点で当社として3Dで発注していただけるような状況になっているのかどうかということをお聞きしたい。それと、もう1点だけお願いしたいんですけども、昨年、この会議でデータを見せていただいてダンピング防止の確かな数字だったと思うんですけど、調査基準価格とか最低制限価格を設定してない割合が全国に比べてすごく多く低いついていうのを見て、ちょっとびっくりしたんですけども、それについては、多分道の調査発注の工事ではされてるんだと思いますけど、道内の他の発注機関に対する周知っていうんでしょうか、周知っていうよりは、ちょっと強めの周知をお願いしたいなっていう、2点お願いいたします。

堤会長

事務局の方、よろしくお願いいたします。

事務局

技術管理担当課長梅津です。まず、測量のICTの関係ですが、BIM/CIMについて測量の

(梅津技術管理  
担当課長)

方は取り組み始めたばかりで、今、ICT活用モデル工事、現場の方をやっています。測量の方は、どのようなデータで、どういうふうなBIM/CIM成果を作り、それを工事に反映して行けばよいか検討を始めたところです。BIM/CIMの流れは止めるわけにいかないことから、今後、どのように進めていくかというところは、業界の方と相談しながら、完成形に向けて取り組んでいきたいと思っております。

事務局  
(牧野建設管理  
課長)

最低制限価格の関係、低入札価格制度の関係でしょうか、対応させていただきます。北海道におきましては、WTO工事などにつきましては低入札価格制度を導入させていただいております。それ以外の工事につきましては、原則ですね、極端に予定価格の低いものを除きまして最低制限価格を設定させていただいております。市町村に対する、指導等でございますけれども、先ほどの話とは重複いたしますけれども、各種の会議等におきまして、市町村の皆様方には、周知指導等をさせていただいております。以上でございます。

太田委員

結構コンサルタント関係では、ICT施工に対応した3Dの対応が何か遅れてるような感じがしていて、そのままですね、ICT建機に入れられるような状態で、設計を納品していただくと、たぶんすごくですね、生産性が上がるんじゃないかなと思いますのでぜひ引き続きお願いいたします。ダンピング防止についても引き続きよろしくお願いいたします。

堤会長

よろしいでしょうか。他に御意見ありませんか。

堤会長

そうしましたら少し私の方から意見よろしいでしょうか。意見というか、御質問ですが、20ページのアンケート調査結果、これ意識が変わったというのが初めて出てきたという説明がありましたが、もう少し具体的に個表で、どのような御質問をされて、どういう意見というか、どういう記述があったかということ、もし御記憶でしたら、範囲内でちょっと教えていただくと、嬉しいですね。

事務局  
(梅津技術管理  
担当課長)

申し訳ありません、細かな質問と個々の回答については今持ち合わせていません。ですので、追って確認してお伝えします。

堤会長

はい。何となく興味があって、意識ってどういう意識が変わったのかなというのと、施工の土日、自分たちは土日でも普通にサラリーマンとされてますけど、同じようになったなという話での意識なのか、もっと別の意識であるのか。学生を教えているものから、もし教えていただければ、大変参考になるかなあと思ってお聞きしました。

事務局  
(梅津技術管理  
担当課長)

今のに関して申し上げますと、意見としては、まず家族の時間が増えたとか、ちょっとレアなところでいくと、子供の参観日だとか、学校への家族の関わり方が増えたとか、そういう意見もございました。

堤会長

なるほど。そうすると、家庭との関わりにおける意識が変わったと。多かったということですか。

事務局  
(梅津技術管理  
担当課長)

そうですね、そういう意見もありました。それが全てではないんですけども。

堤会長

ありがとうございます。また詳しく個別に教えていただければと思います。

堤会長

他に御質問はありませんか。

中浜委員

この辺、御存知でしたら教えてください。モデル工事を実施して、良かった点と悪かった点、それぞれ、回答者から指摘されてるわけですけども、左側の棒グラフですと、絶対数は収入減、少ないですね。ところが、一番右側の円グラフになりますと、技能労働者からの意見として、収入減のマイナスイメージというか、悪い評価が高くて、要す

るに良くないと。ということはあれでしょうか、技能員以外の労働者の方は、特に収入減については、マイナスの評価はされていないということなんでしょうか。この点はいかがでしょうか。

事務局  
(梅津技術管理  
担当課長)

技能労働者以外の労働者からの収入減という意見は、あまりなかったところですが、本当に収入減がなかったかどうかはわからない。あくまでも意見はなかったところですが、技能労働者についてはどうですかという問いに対して、収入が減ったという意見が多かったと。

堤会長

はい。ありがとうございました。他に御質問ありませんか。

中山委員

少し聞きたいんですけど、総合評価方式っていうのは品確法ができてから始まった方式だと思うんですよね。ですから、本来であれば、技術面を総合評価に入れたのが、いろいろなことがすべてそこに実は入ってきてまして、道の方はまだ入っていないと思うんですけど。今日は竹原さんいらっしゃいますけど、国の方は去年からベースアップ、中小企業、あと、今度来年の1月からですね、ワークライフバランスとか女性活用、どんどん、これ総合評価に馴染むかわからないと思うんですけど。かなり前はISOが総合評価に入っていたのが消えまして、経審に移って、という事例もありまして、ですから、総合評価って何のためなの、非常に実は業界的にも戸惑っているというのが正直な答えでした。道の方はまだそこまで行ってないと思うんですけども、いずれ国の方で進んできた道もやらざるを得なくなるような環境になってくると思うんですけど。道は道で独自に総合評価を使って行って欲しいってのはあると思うんですけど。地域性があるものですから。その辺、総合評価に関するいろんな考え方、もしあれば聞かせていただければありがたいなと思います。以上です。

堤会長

どうぞ、事務局の方からお願いいたします。

事務局  
(梅津技術管理  
担当課長)

どうしてこの総合評価方式が始まったかというところを我々も意識して、評価項目を設定しております。今後も、その考えは変わらないです。国に追随するというのではなく、道として、その入札についての方針として適する項目なのかどうかというのを、検討して決めていきます。

堤会長

ありがとうございました。他に御意見ありませんか。はい。それでは、「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」につきまして、さらに取組を進めていただければと思います。

堤会長

以上を持ちまして、本日の議題は、終了しました。全体を通して意見はございませんでしょうか。

竹原委員

北海道開発局竹原でございます。国土交通省の立場から一言だけ発言させていただきたいと思っております。先ほど来話題に出ておりますけれども、来年度から建設業に適用をされます罰則付きのですね、時間外労働の規制ということで、これ多分皆様、業界の方々含めて、最大と言っていい関心事だと思います。本日は民間も含めて、発注者の立場だったり、あるいは受注者の立場の方々がいっぱいいらっしゃいますけれども、建設業法において、さっきも出てきましたけれども、適正な工期設定、そちらの規定がございます。これにつきましては、建設業の就業者の長時間労働の是正というのが目的になっておりますので、公共、民間あるいは受注者含めて、御配慮いただければと思っております。今後とも北海道開発局といたしましても、道庁さんはじめ、関係機関の皆様と連携しながら取組を進めて参りますので、御協力、御配慮お願いしたいと思います。以上です。

堤会長

他に、御意見よろしいでしょうか。

村上委員

北海道労働局の村上でございます。今、国交省さんから、国交省様のお立場でお話がありましたが、厚生労働省としても厚生労働省の立場で、お願いを申し上げます。先ほど来働き方改革っていうキーワードが多々出て参りました。また、国交省さんの説明からも上限規制、労働時間の上限規制のお話もございます。我々、上限規制等を含む、働

き方改革を進める行政機関の立場として来年から施行されますので、何卒御趣旨を理解して、皆様に推進していただきたいというところでございます。働き方改革を進めるに当たっては、建設業界の重要課題でもあります担い手不足の解消にも貢献できるものと考えておりますので、この点何卒御理解、御協力をお願いいたします。以上でございます。

堤会長 他に、御意見、全体を通して御意見ありませんか。

清野副会長 皆さん、御意見おっしゃるので、私も最後に一言、お話しします。税理士の立場としましては、やはり中小零細企業の財務に関してちゃんとサポートしていかなければいけないというのには常に思っております。やはり資金繰りがとっても大変になってきておりますので、今、働き方改革という形で、表見ると非常に道内の建設業の給与はあがってらっしゃるとおっしゃってるんですけども、中小零細で、人材派遣的な、このやっつてるところ日給月給というのには非常にあまりまだ上がっていないというのが実感ですし、また社会保険を付けなければいけなくなると、やはり会社の資金繰りというのは非常に大変になっております。ですからその補助、そうですね、高校生だとかそういう方たちを雇っても、なかなかそれだけの資金が受けられるのかなっていうところ、やはり公共事業だとか民間の経営金の発展がやっぱり一番大事だと思いますので。そうですね、公共事業については、実は道路だとか、建設だとかの、インフラの整備だとかっていうのは、常にかかる工事の内容についてはやはり毎年少しずつ上がって必ずその部分を確保していただきたいというのがあるんですね。例えばオリンピックだとか、ラピダスだとかありますけど、そちらの方にいろいろ予算が組んでいっちゃうと、あとは、インフラの方に入ってこないとか。そうなるとやっぱりパイが小さくなると、中小零細の方に、行き渡らないかなっていうところがありますので、予算の組み方とか、あと価格の設定の方にもやっぱり、一番下の法人、会社さんの方にも染み渡るような、そういうような対策をしていただきたいと思います。以上です。

堤会長 ありがとうございます。他に御意見ありませんでしょうか。

堤会長 そうしましたら、式次第の4番目として、その他というのを設けておまして、この議題の他に、この際確認しておきたい事項等ございましたら、御発言お願いいたします。何かございませんか。よろしいでしょうか。

堤会長 はい。以上で議事は全て終了ということで、よろしいでしょうか。道においては、各委員の意見を踏まえながら、今後の施策に取り組んでいただくよう、よろしくお願いたします。それでは時間、まだちょっとありますけれども、事務局にマイクをお返しいたします。

事務局  
(牧野建設管理課長) 長時間にわたり御審議いただきまして誠にありがとうございました。本日いただきました御意見を踏まえまして、今後関係課との連携を強化し、北海道の建設業の振興施策の推進に取り組んで参りたいというふうに考えておりますので、会長、副会長、委員の皆様におかれましては、引き続き御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上をもちまして、北海道建設業審議会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。